

公司强制清算制度简析

“强制清算”作为公司退出机制的方式之一，对于公司债权人或公司股东而言，是一项重要保障。对此，我们结合《公司法》、《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国公司法〉若干问题的规定（二）》（法释[2008]6号；以下简称“《公司法司法解释（二）》”）以及《最高人民法院关于审理公司强制清算案件工作座谈会纪要》（法发[2009]52号；以下简称“《座谈会纪要》”）等法律依据，简要分析如下。

1. “强制清算”的概念

对于“强制清算”，现行法律法规没有直接和明确的定义。根据《公司法》第 184 条、以及《公司法司法解释（二）》第 7 条等相关法律法规依据，“强制清算”是指，因法定特殊情形，公司的普通清算程序未能顺利进行，公司债权人或公司股东向法院提出申请，法院指定清算组进行清算（即，“法院组织清算”）。因此，“强制清算”，实质上就是“公司被法院（指定的清算组）强制清算”。“强制清算”（人民法院组织清算）是“普通清算”（公司自行清算）的补充。

2. “强制清算”的适用情形

根据《公司法》第 184 条、以及《公司法司法解释（二）》第 7 条等规定，存在以下三种情形之一的，可以适用强制清算：

- (1) 逾期未成立清算组：除因合并或分立而解散外，公司解散逾期（超出解散事由出现之日起 15 日）未成立清算组进行清算的；
- (2) 拖延清算：清算过程中，清算组故意拖延清算的；
- (3) 违法清算可能损害相关方利益：清算过程中，清算组违法清算，可能严重损害债权人或者股东利益的。

3. “强制清算”的申请主体

根据《公司法司法解释（二）》第 7 条的规定，下列主体可以向法院提出强制清算申请：

- (1) 公司债权人：可以由一个或多个债权人单独、共同提出申请，并且，法律上，债权人债权金额的多少不影响其申请人资格。
- (2) 公司股东：如果公司债权人没有提出强制

会社の強制清算制度を簡潔に分析する

「強制清算」は、会社の撤退メカニズムの方式の 1 つとして、会社の債権者又は会社の株主にとってみれば、ある種の重要な保障であると言える。これについて、筆者は「会社法」、「中華人民共和国会社法適用の若干事項についての最高人民裁判所による規定（二）」（法釈[2008]6号。以下「会社法司法解释（二）」）及び「最高人民裁判所による会社強制清算案件審理作業座談会摘録」（法発[2009]52号。以下「座談会摘録」）という等の法的根拠とあわせ、以下の通り簡潔に分析する。

1. 強制清算」の概念

「強制清算」について、現行の法令では直接的且つ明確な定義はない。「会社法」第 184 条、及び「会社法司法解释（二）」第 7 条等の関係する法的根拠によると、「強制清算」とは、法で定められた特殊な状況により、会社の通常清算が円滑に進まず、会社の債権者又は会社の株主が裁判所に申立を行い、裁判所が清算組を指定し清算を行うこと（即ち、「裁判所による清算」）をいう。したがって、「強制清算」は、実質的には「会社が裁判所（の指定する清算組）によって強制清算されること」である。「強制清算」（人民裁判所による清算）は、「通常清算」（会社独自での清算）の補充である。

2. 「強制清算」を適用する状況

「会社法」第 184 条、及び「会社法司法解释（二）」第 7 条等の規定によると、以下の 3 通りの状況のいずれかが存在する場合、強制清算を適用することができる。

- (1) 期日を過ぎても清算組を成立していない場合。合併又は分割により解散するほか、会社が解散し期日を過ぎても（解散事由が生じた日から 15 日を超えても）清算組を成立し清算を行っていない場合。
- (2) 清算が遅延した場合。清算の過程で、清算組が故意に清算を引き延ばした場合。
- (3) 違法に清算し関係者の利益を損なうおそれがある場合。清算の過程で、清算組が違法に清算し、債権者又は株主の利益を著しく損なうおそれがある場合。

3. 「強制清算」の申立主体

「会社法司法解释（二）」第 7 条の規定によると、次に掲げる主体は裁判所に強制清算の申し立てを行うことができる。

- (1) 会社の債権者：1 つ又は複数の債権者が単独、共同で申立を行うことができ、且つ、法律上、債権者の債権金額が幾らであるかはその申立人の

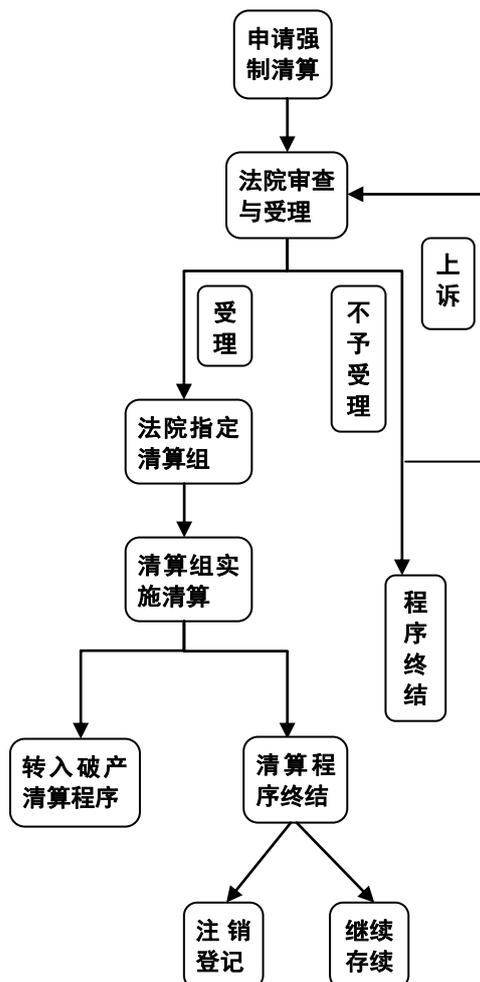
清算的申请，那么，公司股东为了保护自己的合法权益，也可以向法院提出强制清算申请。

需要提示的是，无论是公司债权人还是公司股东提出申请，对于强制清算，并没有实质性的影响。

4. “强制清算”的管辖法院

根据《公司法司法解释（二）》第24条、以及《座谈会纪要》第2条的规定，强制清算案件通常由公司住所地（公司主要办事机构所在地；主要办事机构所在地不明确或存在争议时，按公司注册登记地）的法院管辖，管辖法院的级别与公司登记机关的级别保持一致（基层法院对应管辖县、县级市或者区的公司登记机关核准登记公司的强制清算案件；中级法院对应管辖地区、地级市以上的公司登记机关核准登记公司的强制清算案件）。

5. “强制清算”的基本流程



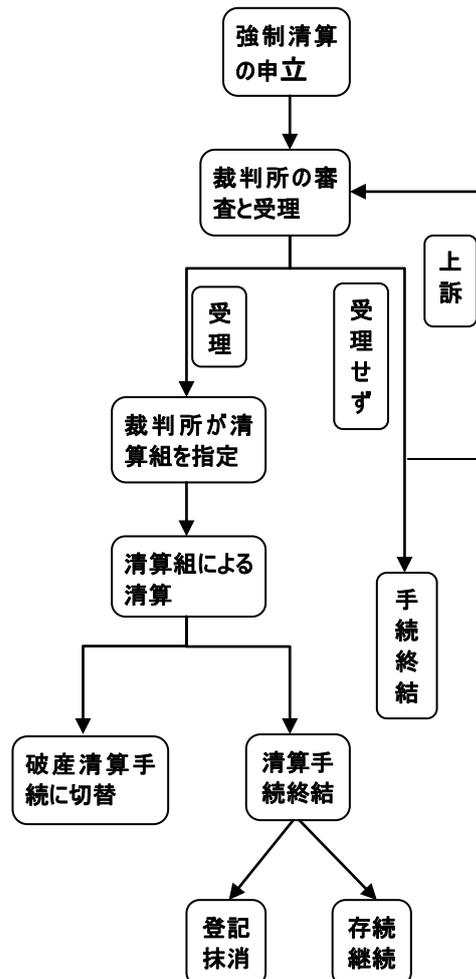
- 资格に影響しない。
- (2) **会社の株主**: 会社の債権者が強制清算の申立を行わない場合、会社の株主も自己の適法な権益を守るために、裁判所に強制清算の申し立てを行うことができる。

注目すべき点として、申立を行うのが会社の債権者であるか、それとも会社の株主であるかは、強制清算にとつて、実質的な影響はない。

4. 「強制清算」の管轄裁判所

「会社法司法解释(二)」第24条、及び「座谈会摘録」第2条の規定によると、強制清算案件は、通常、会社の住所地(会社の主な執務機関の所在地。主な執務機関の所在地が不明であり又は意見が分かれる場合、会社の登録登記地による)の裁判所が管轄し、管轄裁判所の等級と会社の登記機関の等級は一致することになる(末端の裁判所は県、県級市又は区の会社登記機関が登記を認可した会社の強制清算案件を管轄し、中級裁判所は地区、地級市以上の会社登記機関が登記を認可した会社の強制清算案件を管轄する)。

5. 「強制清算」の基本的な流れ



备注:

- **申请强制清算:** 申请时需向法院提供必要的证据, 证明以下事项: ①被申请人(公司, 下同)已经发生解散事由; ②申请人对被申请人享有债权或者股权; 以及③被申请人存在适用强制清算的情形。
- **法院审查与受理:** 法院原则上召开听证会审查强制清算申请。但是, 对于事实清楚、法律关系明确、证据确实充分且被申请人没有异议的, 可不召开听证会, 而是采用书面方式进行审查。
- **法院指定清算组:**
 - (1) 法院应指定公司董事、监事、高级管理人员、中介机构(包括律师事务所、会计师事务所、破产事务所等社会中介机构以及该类中介机构中具有相应执业资格的人员)等组成清算组, 清算组成员的人数为单数。
 - (2) 如果清算组成员存在①违法违规行爲; ②丧失执业能力或者民事行为能力; ③损害公司或债权人利益的行爲的, 那么, 申请人可以申请法院更换, 法院也可以依职权更换清算组成员。
- **清算组实施清算:** 强制清算的具体清算流程和要求与普通清算并无实质性差异。通常为清理财产、确认债权、制定清算方案(需要报法院裁定认可), 完成清算程序。
- **清算程序终结:**
 - (1) 公司财产能够清偿债务的, 清偿债务并向股东分配剩余财产后, 清算组制作清算报告报法院确认后, 清算程序终结。
 - (2) 公司财产不足清偿债务的, 但债务清偿方案经全体债权人确认且不损害其他利害关系人利益的, 法院裁定认可, 依该清偿方案清偿后, 清算组制作清算报告报法院确认后, 清算程序终结。
 - (3) 因无法清算或者无法全面清算(被申请人主要财产、账册、重要文件等灭失, 或者被申请人下落不明的, 经采取相应措施仍然无法排除相关情况), 终结强制清算程序。
- **转入破产程序:** 公司财产不足清偿债务的, 且债务清偿方案未获得全体债权人确认或者法院裁定认可的, 清算组应向法院申请破产, 转入破产程序。
- **继续存续:** 公司因营业期限届满、章程规定的其他解散事由出现, 或者股东会、股东大会决议自愿解散的, 法院受理债权人提出的强制清算申请后, 对股东进行剩余财产分配前, 公司修改章程、或者股东会、股东大会决议公司继续存续, 申请人在其个人债权及他人债权均得到全额清偿后, 未撤回申请的, 法院可以根据被申请人的请求裁定终结强制清算程序, 强制清算程序终结后, 公司可以继续存续。

備考:

- **強制清算の申立:** 申立の時点で裁判所に必要な証拠を提供し、以下の事項を証明する必要がある。①被申立人(会社、以下同じ)にすでに解散事由が発生していること。②申立人が被申立人に対し債権又は出資持分を有していること。③被申立人に強制清算を適用する状況が存在すること。
- **裁判所の審査と受理:** 裁判所は、原則として、聴聞会を開き強制清算の申立の審査を行うが、事実が明白であり、法的関係が明らかであり、証拠が確実且つ十分であり、被申立人に異議がない場合は、聴聞会を開かず、書面を通じて審査することができる。
- **裁判所が清算組を指定:**
 - (1) 裁判所は、会社の董事、監事、高級管理職者、仲介機関(法律事務所、会計士事務所、破産事務所等の一般の仲介機関及びこれら仲介機関にて執務資格を有する人員を含む)等を指定し清算組を構成し、清算組のメンバーの人数は奇数とする。
 - (2) 清算組のメンバーに①違法規則違反行爲、②執務能力又は民事行爲能力の喪失、③会社又は債権者の利益を損なう行爲が存在する場合、申立人は裁判所に変更を申し立てることができ、裁判所も職権に依拠して清算組メンバーを交替させることができる。
- **清算組による清算:** 強制清算の具体的な清算の流れ及び要求と通常清算は実質的な違いはなく、通常、財産の整理、債権の確認、清算方案の制定(裁判所に申告し裁定による認可を必要とする)を終えて、清算手続が完了する。
- **清算手続き終結:**
 - (1) 会社の財産が債務を弁済できる場合、債務を弁済し株主に残余財産を分配した後、清算組は清算報告を作成し裁判所の確認を受けた後、清算手続きが終結する。
 - (2) 会社の財産では債務を弁済するに足りないが、債務弁済方案を債権者全員が確認し、且つその他利害関係者の利益を損なわない場合、裁判所が裁定により認可し、当該清算方案に依拠して債務を弁済した後、清算組が清算報告を作成し裁判所の確認を受けた後、清算手続きは終結する。
 - (3) 清算できず又は全面的な清算ができない(被申立人の主な財産、帳簿、重要な文書等が滅失し、又は被申立人の人員が行方不明となり、相応の措置を講じても依然として関係状況を排除できない)場合、強制清算手続は終結する。
- **破産手続に切替:** 会社の財産では債務を弁済するに足りず、且つ債務弁済方案が債権者全員の確認を得られず又は裁判所の裁定による認可が得られない場合、清算組は裁判所に破産を申立、破産手続に切り替わる。
- **存続継続:** 会社が営業期間が満了し、定款に定めたその他解散事由が生じ、又は株主会、株主総会が自由意思にて解散を決議した場合、裁判所は債権者からの強制清算申立を受理した後、株主に余剰財産を分配する前に、会社が定款を修

正し、又は株主会、株主大会が会社の存続継続を決議し、申立人がその個人の債権及び他人の債権がいずれも全額弁済を受けられた後、申立を撤回しない場合、裁判所は申立人の要請に基づき、強制清算手続の終結を裁定することができ、強制清算手続が終結した後は、会社は存続を継続することができる。

结语

強制清算制度可以有效地防止公司清算程序的非正常拖延，保护公司债权人以及公司股东的合法权益，但是，实务操作中，强制清算的程序可能较为复杂，因此，我们建议，公司（无论作为强制清算的申请人、还是被申请人）在遇到强制清算程序时，寻求律师等专业人士的协助，以便顺利推进强制清算。

（里兆律师事务所 2011 年 05 月 27 日整理编写）

終わりに

強制清算制度は会社の清算手続の非正常な引き延ばしを効果的に防止し、会社の債権者及び会社の株主の適法な權益を守ることができるが、実務取扱いにおいて、強制清算の手続はやや複雑であると思われることから、会社（強制清算の申立人であると、被申立人であることに係わらず）が強制清算手続に遭遇した場合には、強制清算を円滑に進められるよう、弁護士等の専門家の協力を求めるのがよいであろう。

（里兆法律事務所が 2011 年 5 月 27 日付で作成）